各県立学校長 殿

体育保健課長

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が 確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応 した運用に当たっての留意事項について(通知)

上記について、別添(写)のとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から通知がありました。県立学校における対応ガイドラインは、令和3年8月31日付けで通知していますが、オミクロン株への対応やすでに周知している「保健所の業務逼迫に伴う対応について」等を踏まえ、別添のとおり改訂したので通知します。

なお、今回の改訂のポイントは下記のとおりであり、本県においても、感染者が急増し、保健所業務がひつ迫していることから、学校内で感染者が判明した際は別添1及び別紙様式を参照の上、適切に対応願います。

記

■ガイドライン改訂の主なポイント

2. 濃厚接触者等の特定について

・濃厚接触者の特定等のための調査について、①に加え、「②濃厚接触者や検査対象者の範囲が限 定的に運用される状況下において学校での行動履歴を踏まえ感染リスクが懸念される場合」には、 濃厚接触者等の候補者リストを作成し、保健所に提出・相談する旨を追記

3. 出席停止の措置及び臨時休業の判断について

- ・濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清 掃消毒等に要する期間として、「全体として概ね数日~5日程度(土日祝日含む。)」を追記
- ・「保健所業務が逼迫する場合において、相談してもなお積極的疫学調査が十分に対応できない場合には、必要に応じて学校医等とも相談し、当初の臨時休業を開始してから5日後程度(土日祝日含む。)を目安として再開することを検討」を追記

様式 本人聞き取り票

・感染者の行動履歴の記載を発症日の2日前からに改訂

【担当】学校保健・食育班秋吉・村上TEL 097-506-5636